

○伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第122号

伊那市農業用木質ペレット暖房機導入促進事業等補助金交付要綱(平成29年伊那市告示第168号)の全部を次のように改正します。

(趣旨)

第1条 この告示は、農業用施設における木質ペレットの利用を促進し、環境にやさしい農業の振興を図るため、農業用施設内の木質ペレット暖房機に使用する木質ペレットの購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊那市補助金等交付規則(平成18年伊那市規則第35号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業用施設 野菜、花き等の育苗及び栽培を行うための施設をいう。
- (2) 木質ペレット 間伐材、林地残材、製材時の端材等を粉碎し、乾燥し、圧縮し及び成型した木質の固形燃料をいう。
- (3) 木質ペレット暖房機 木質ペレットを燃料に使用するボイラー等の機器をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、農業を営む法人、団体又は個人であること。
- (2) 木質ペレットを使用する農業用施設が、市内にあること。
- (3) 市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと。ただし、法人又は団体で申請する場合にあっては当該法人及び代表者が、個人で申請する場合にあっては全ての世帯員が滞納していないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業の種類、対象経費及び補助率等は、次のとおりとする。

事業の種類	対象経費	補助率等
農業用木質ペレット購入事業	農業用施設に導入及び設置する木質ペレット暖房機に使用する木質ペレ	(1) 100キログラム当たり2,000円以内とし、木質ペレット暖房機1台あた

業	ットの購入経費。ただし、使用する木質ペレットは、市内に事業所又は代理店を有する者から購入するものに限る。	り1年につき60万円を限度とする。 (2) 申請できる期間は、1台につき5年間とする。
---	--	--

2 前項に定める補助率を乗じて算出した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 使用する木質ペレット暖房機の機種が確認できるカタログ、写真等
- (2) 使用する木質ペレット暖房機の場所が確認できる位置図
- (3) 月別の利用予定数量計画書

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 農業用木質ペレット購入事業に係る補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、伊那市農業用木質ペレット購入事業実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の通知書を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(適用除外)

第11条 この告示の規定は、過疎地域集落整備事業（昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る。）による集落移転の対象となった区域において実施する事業については、適用しない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日告示第49号）

この告示は、令和6年3月15日から施行し、改正後の伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住所又は所在地  
 名 称  
 氏名又は代表者

次のとおり、伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金の交付を申請します。なお、この補助金の審査のため、申請者（個人で申請する場合には、同一世帯員を含む。）の市税及び分担金、使用料その他の歳入の納付状況を事務担当職員が確認することに同意します。

1 農業用施設の概要	(1) 所在地 (2) 規模 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span> (3) 栽培品目
2 使用する機器の種類	(1) 導入年月日 年 月 日 (2) 機種メーカー (3) 型番
3 木質ペレット使用予定数量	kg
4 購入予定業者	
5 購入予定金額	円
6 交付を受けようとする補助金の額	円
7 対象年度	<input type="checkbox"/> 初年度 <input type="checkbox"/> 2年目 <input type="checkbox"/> 3年目 <input type="checkbox"/> 4年目 <input type="checkbox"/> 5年目
8 添付書類	(1) 使用する木質ペレット暖房機の機種が確認できるカタログ、写真等 (2) 使用する木質ペレット暖房機の場所が確認できる位置図 (3) 月別の利用予定数量計画書

様式第2号（第6条関係）

款		項		目		節	
---	--	---	--	---	--	---	--

第 号  
年 月 日

様

伊那市長 印

伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金について、次のとおり決定しましたので、伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

補助条件

- 1 この補助金は、申請した目的以外に使用してはいけません。
- 2 補助金の経理は、帳簿を備え、収入額及び支出額を記載するとともに、その支出を証する書類を整備し、及び保存して補助金の使途を明らかにしておいてください。
- 3 補助金を得て行った事業が完了したときは、完了後10日以内にその事業の実施状況を提出してください。
- 4 前3項に違反して事業を実施した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。
- 5 補助対象団体の経理監査のため必要がある場合は、市監査委員の立入調査を行うことがあります（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項）。

様式第3号（第7条関係）

伊那市農業用木質ペレット購入事業実績報告書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった伊那市農業用木質ペレット購入事業について、次のとおり完了したので報告します。

1 使用場所	
2 木質ペレット購入量	k g
3 購入業者	
4 購入金額	円
5 対象年度	<input type="checkbox"/> 初年度 <input type="checkbox"/> 2年目 <input type="checkbox"/> 3年目 <input type="checkbox"/> 4年目 <input type="checkbox"/> 5年目
6 添付書類	(1) 木質ペレットの購入経費が確認できる領収書の写し (2) 木質ペレットの購入量が確認できる書類の写し (3) 月別の使用状況が確認できる書類の写し

様式第4号（第8条関係）

款		項		目		節	
---	--	---	--	---	--	---	--

第 号  
年 月 日

様

伊那市長

印

伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金確定通知書

年 月 日付で報告のあった伊那市農業用木質ペレット購入事業実績報告書を審査の結果、次の金額を当該事業に対する補助金として確定します。

金 \_\_\_\_\_ 円

様式第5号（第9条関係）

伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者

年 月 日付け 第 号で確定のあった伊那市農業用木質ペレット購入事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助金請求額 円

2 振込先口座

金融機関名	
本・支店名	
口座の種類	普通 当座
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)